

問1 裁判官、原告（とその代理人）、被告（とその代理人）が配置された法廷で行われる、私人間の争いを解決するための裁判において、その仕組みを説明したものとして適切なものはどれですか。（2024年 秋田県公立入試 類似）

1. 検察官が原告として起訴し、被告人の有罪・無罪を裁判官が判断する仕組み
2. 生活上の金銭トラブルなどの争いについて、当事者の訴えに基づいて解決を図る仕組み
3. 行政機関による公権力の行使が憲法に違反していないかを国会が判断する仕組み
4. 少年犯罪などの家庭内の問題を解決するため、家庭裁判所が指導を行う仕組み

問2 日本の国会において、衆議院で可決した法律案が、参議院でこれと異なる議決をされた場合、その法律案を法律として成立させるために衆議院で行われる手続きとして正しいものはどれか。（2022年 大阪公立入試 類似）

1. 出席議員の三分の二以上の多数で再び可決する
2. 出席議員の過半数の賛成で再び可決する
3. 総議員の三分の二以上の多数で再び可決する
4. 総議員の過半数の賛成で再び可決する

問3 刑事手続きにおける「被疑者」と「被告人」の区別について、その仕組みを正しく説明しているものはどれですか。（2024年 千葉県公立入試 類似）

1. 検察官に起訴される前は被疑者と呼ばれ、起訴された後は被告人として裁判を受ける。
2. 警察に逮捕された直後は被告人と呼ばれ、検察官の取り調べが始まると被疑者と呼ばれる。
3. 裁判所で有罪の判決が確定するまでは被疑者と呼ばれ、刑務所に入る段階で被告人となる。
4. 民事裁判では被疑者と呼ばれ、刑事裁判に移行すると被告人と呼ばれる。

問4 日本の裁判員制度において、裁判官3名と裁判員6名の合計9名で被告人が有罪か無罪かを決める「評決」の仕組みについて正しく説明したものはどれですか。（2020年 岐阜公立入試 類似）

1. 多数決で決定するが、多数派の中に少なくとも1名の裁判官が含まれていなければならない。
2. 裁判官と裁判員のそれぞれのグループで、過半数の賛成が得られなければならない。
3. 専門的な判断を尊重するため、最終的な決定権は裁判官のみが保持している。
4. 被告人の人権を守るため、9名全員の意見が一致しなければ有罪にすることはできない。

問5 三権分立の各機関の役割をまとめた資料において、国会が司法権（裁判所）に対して持つ抑制の権限として、適切に説明しているものはどれですか。（2025年 沖縄公立入試 類似）

1. 職務にふさわしくない裁判官を罷免するための弾劾裁判所を設置する権限
2. 最高裁判所の長官を指名し、その他の裁判官を任命する権限
3. 裁判所が下した判決が憲法に違反していないかを最終的に審査する権限
4. 裁判の判決内容に不服がある場合に、その内容を修正するよう命じる権限

問6 日本の議会政治において、内閣が衆議院に対して連帯して責任を負う仕組みの一つに「内閣不信任の決議」があります。衆議院で内閣不信任案が可決された場合、内閣がとらなければならない行動として正しいものはどれか。（2016年 群馬県公立入試 類似）

1. 10日以内に衆議院を解散するか、または内閣総辞職をする
2. 直ちに参議院を解散し、国民の信を問う選挙を実施する
3. 内閣総理大臣が速やかに辞任し、最高裁判所長官に後任を委ねる
4. 参議院での決議を待ち、両院の意見が一致しない場合にのみ総辞職する

問7 日本の司法制度において、主権者である国民が最高裁判所の裁判官を直接チェックする「国民審査」について述べたものとして、最も適切なものはどれですか。（2017年 岐阜公立入試 類似）

1. 衆議院議員総選挙の際に行われ、罷免すべきと思う裁判官に対して票を投じる制度
2. 参議院議員通常選挙の際に行われ、適任と思う裁判官の名前を記入する制度
3. 憲法改正の際に行われる国民投票と同時に実施され、裁判官の定年を決定する制度
4. 裁判員制度の導入に合わせて新設された、地方裁判所の裁判官を評価する制度

問8 最高裁判所が一票の格差について判断を下す際、格差が許容範囲を超えてはいるものの、選挙そのものを無効にすることによる社会的な混乱を避けるために用いられる判断はどれですか。（2026年 山形公立入試 類似）

1. 違憲状態
2. 合憲判決
3. 法律の制定
4. 天皇による最終裁定

問9 日本の三権分立の仕組みにおいて、国会が持つ立法権の行き過ぎを抑えるために、裁判所には、国会の制定した法律などが憲法に違反していないかを審査する権限が与えられています。この権限を何と呼びますか。（2024年 広島公立入試 類似）

1. 違憲立法審査権
2. 弾劾裁判
3. 内閣不信任の決議
4. 法令審査権

答え合わせ・解説

問1	答え 2 生活上の金銭トラブルなどの争いについて、当事者の訴えに基づいて解決を図る仕組み	民事裁判は、訴えを起こした側である「原告」と、訴えられた側である「被告」が、それぞれの権利や義務について主張し合う場です。刑事裁判における「被告人（疑いをかけられた人）」と「被告（民事裁判の当事者）」の用語の使い分けに注意が必要です。
問2	答え 1 出席議員の三分の二以上の多数で再び可決する	二院制をとる日本の国会では、両議院の意見が一致しない場合に「衆議院の優越」が認められています。法律案の場合、参議院で否決されたり異なる議決がなされたりしても、衆議院で出席した議員の三分の二以上の賛成で再び可決（再議決）すれば、その法律案は法律となります。なお、予算や条約の承認、内閣総理大臣の指名とは異なり、法律案の再議決には「出席議員の三分の二以上」という厳格な条件が課されています。
問3	答え 1 検察官に起訴される前は被疑者と呼ばれ、起訴された後は被告人として裁判を受ける。	刑事手続きの大きな転換点は、検察官が裁判所に公訴を提起する「起訴」にあります。起訴を境にして、捜査の対象である「被疑者」から、裁判の当事者である「被告人」へと立場が変わります。なお、民事裁判で訴えを起こされた側は「被告」と呼び、刑事裁判の「被告人」とは用語が厳密に区別されています。
問4	答え 1 多数決で決定するが、多数派の中に少なくとも1名の裁判官が含まれていなければならぬ。	裁判員裁判の評決では、市民の感覚を反映しつつも、法的な専門知識を持つ裁判官の意見を必ず含めることが求められています。そのため、単なる人数の多さ（単純多数決）だけで決めるのではなく、多数派の中に裁判官と裁判員の双方が少なくとも1人ずつ含まれていることが有罪の条件となります。これにより、市民だけの感情的な判断や、逆に裁判官だけの独断を防ぐバランスが保たれています。
問5	答え 1 職務にふさわしくない裁判官を罷免するための弾劾裁判所を設置する権限	国会は「国の最高機関」として、司法の公正さを保つために裁判官を裁く弾劾裁判所を設置する役割を担っています。なお、最高裁判所長官の指名やその他の裁判官の任命は内閣の権限であり、憲法違反かどうかを審査する違憲審査権は裁判所が持つ権限です。
問6	答え 1 10日以内に衆議院を解散するか、または内閣総辞職をする	日本国憲法第69条の規定により、衆議院で内閣不信任案が可決された場合、内閣は国民の代表機関からの信任を失ったとみなされます。このとき、内閣には「10日以内に衆議院を解散して国民の審判を仰ぐ」か、「潔く全員が辞職（総辞職）する」かの二択が迫られます。参議院には解散がないため、この不信任決議の権限は衆議院のみに与えられています。
問7	答え 1 衆議院議員総選挙の際に行われ、罷免すべきと思う裁判官に対して票を投じる制度	国民審査は、日本国憲法によって認められた、司法に対する国民の直接民主主義的な制限の仕組みです。具体的には、衆議院議員総選挙が行われる際に合わせて実施されます。主権者である国民が、最高裁判所の裁判官がその職にふさわしいかどうかを判断し、不適任であると判断された裁判官を辞めさせる（罷免する）ことができます。
問8	答え 1 違憲状態	最高裁判所は、一票の格差が法の下での平等に反していると認めつつも、直ちに選挙を無効とせず、是正のための合理的な期間を考慮して「違憲状態（憲法に違反する状態にある）」という判断を下すことがあります。これは、国会に対して早急な選挙区割りの見直しや定数の是正を促す役割を果たします。天皇が判決に関与したり、国会が事前に審査したりすることはありません。
問9	答え 1 違憲立法審査権	裁判所が、国会が制定した法律や内閣が作成した政令などが、最高法規である憲法に違反していないかどうかを判断する権限です。この権限を通じて人権を守り、憲法の秩序を維持する役割を担っていることから、最高裁判所は「憲法の番人」とも呼ばれます。